

日中一時支援の**利用方法**が変更になります！

- 現在は短期入所の受給者証を所持していれば、日中一時支援を利用可能
- 変更後は、短期入所の受給者証とは別に地域生活支援サービス利用者証が必要
- 5月8日～6月30日を移行期間として、7月1日より完全切替え

変更前

短期入所の支給量の範囲内で
日中一時支援を利用



変更後

- ✓ 日中一時支援を利用する場合は、**地域生活支援事業**として**申請**が必要
- ✓ 受給者証も短期入所とは別になり、「**地域生活支援サービス利用者証**」が必要
- ✓ 利用日数は原則**7日/月**※

※利用日数が7日を超える場合は、各区役所保健福祉課に相談が必要

対象者

- ✓ 神戸市在住の障害者もしくは障害児
- ✓ 保護者又は家族の疾病その他の理由により、障害者施設等での日帰り利用を必要とする者

地域生活支援サービス利用者証の交付

- 以前より日中一時支援を利用している方には利用者証を交付し、7月1日から利用開始
- 現在の短期入所受給者証の支給期間が5月末までの方は、更新時に利用者証を交付
- 5月8日以降に新規申請する方には、申請時に交付

